



民主党川崎市議会議員団 だより

ウェーブ21
「変革の波」をつねに送り続ける
発行 民主党川崎市議会議員団
September 2008
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1
Tel.044-200-3355 / Fax.044-245-4135

目次の視点 隆介の発想 自治基本条例という「行政ゴミ」を無くそう

【自治基本条例を問う】

川崎市においては、平成17年に「自治基本条例」が制定されている。

地方分権一括法を契機とし、各自治体において「自治基本条例」制定の動きが活発化した。現在では、全国の約100自治体で制定の動きが広がっている。

川崎市では制定以来3年以上が経過し、この条例の問題点が明らかになった。一度制定した条例や制度が、きちんと機能しているのか、あるいは何らかの弊害になってはいないか、それをチェックすることも議会としての大重要な役割であり義務である。

【自治基本条例とは】

自治基本条例は、一般的に自治体の最高規範（自治体の憲法）として位置づけられている。他の条例等の制定や改廃にあたっては、この条例の内容に適合させなければならない。また自治体によっては、この条例の制定を外国人参政権への足がかりとしているケースもあり、更には国の政策と真っ向から反対する政策を盛り込む自治体さえある。この条例には、様々な政治参画と意見表明の方法が盛り込まれるなど、誰にも反対できないような美辞零句が詰められ、この条例を遵守することを議会や市民に宣誓させている。いわば典型的な理念条例である。

【この条例の主な問題点】

- ①日本国憲法や地方自治法は代表民主制を原則とし、直接民主制を補完的措置として位置づけているのに対し、自治基本条例は明らかにこの原則を否定している。直接民主制は、その使い方によって不平等かつ危険な制度である。
- ②理念を条例化することは全体主義思想そのものである。この条例自身が不磨の大典と化し改正できないものとなる。
- ③市民が選んだ議会よりも、選挙でオーソライズされなかった少数意見が尊重され自治を牛耳る。
- ④地方自治法の定義とダブらせることにより、地方自治法に対し対等ないし優越を主張し国家の上位性を歪める。
- ⑤市外の住人や外国人も市民の権利を左右でき、選挙権と被選挙権が侵害される。ほか。

【結論】

- ①この条例は、参政権の不平等であり無駄かつ有害。よって必要なし。
- ②地方自治の改革は、何よりもまず議会の活性化と議員の質的向上にある。



三宅隆介

みやけりゅうすけ
議員 37歳

無防備都市条例を否決！ 三宅市議、堂々の反対討論

地方自治法に基づく直接請求により「川崎市平和無防備都市条例の制定について」が7月の第3回臨時市議会に提案されました。「直接請求」とは、市内有権者の50分の1以上の署名を集めるなど、一定の要件を満たせば、住民が直接、市議会に対して条例案を提案できるという制度です。

また、この条例案の趣旨を要約すると「平時や有事を問わず、常に無防備・非武装でいれば川崎市の平和が保障される。またそれが憲法9条の精神である」というものです。

これをうけ、三宅隆介市議は、7月24日の本会議において、会派を代表し反対の立場から討論を行いました。反対討論において三宅市議は、そもそもジュネーブ条約でいう「無防備都市」と、今回提案された「無防備都市」の概念が異なっていることを指摘するなど、本条例案の不備と矛盾点を解りやすく指摘しました。

結果、この条例案は、賛成がわずか一人という圧倒的少数で否決されました。

※三宅市議の討論（議事録要約）は裏面参照。



ジュネーブ条約とは

1864年に赤十字国際委員会が「戦争時の捕虜に対する扱いを人道的にする必要がある」として提唱し、スイスのジュネーブで締結してきた戦争国際法としての傷病者及び捕虜の待遇改善のための国際条約。（wikipediaより）

無防備都市宣言とは

組織的降伏の一環。戦争もしくは紛争において、敵に都市に軍事力が存在しない事を宣言し、占領時の戦闘を避ける目的で行われる。（wikipediaより）

臨時議会での三宅隆介市議の反対討論

三宅隆介市議は、「無防備都市条例」に反対の論拠を示す！

宣言の主体は政府であり、歴史の上では国際法は平然と破られてきた……（原爆投下、東京大空襲での民間人無差別殺戮）

☆以下、三宅隆介市議の反対討論をそのまま記載します。

■ 無防備都市は軍事オプションのひとつ

私は、民主党川崎市議団を代表し、今臨時会に提案されました議案第100号「川崎市平和無防備都市条例の制定について」に対し、反対の立場から討論を行います。

まず、この条例案の根拠とされているジュネーブ諸条約追加議定書における「無防備都市」について、基本的な事実認識を明らかにしておきたいと思います。

国際社会においては、1648年に制定されたウエストファリア条約以来、ハーグ陸戦法規をはじめ、いわゆる戦争に関する国際ルールが様々構築されてまいりました。ジュネーブ条約もそのひとつであります。このジュネーブ諸条約第1追加議定書に謳われている無防備都市とは、「無防守都市」あるいは「開放都市」ともいわれ、国際法学者や軍事専門家の間では、一般的に「オープンシティ」と言われております。このオープンシティとは、戦時国際法によって認められた戦時体制下における、いわば軍事オプションのひとつであります。敵対当事国からの攻撃、もしくは上陸を受けた場合、その地域が軍事的な抵抗を行う能力と意思がない地域であることを宣言することにより、敵対国の軍事的攻撃による被害を最小限に抑えようとするための宣言であります。

■ 宣言の主体は政府である。

これら基本的かつ客観的な知識にもとづいて、以下のとおり提案された本条例案の不備と矛盾点を指摘いたします。

まず、その都市をオープンシティにするかどうかの判断および決定を行う宣言主体は、軍事活動を展開し統制している軍隊、ならびにその軍隊とその都市を統治している政府であるということを理解しなければなりません。このような、国土防衛上の責務と使命を負っている政府

と軍隊が決定すべき重要事項を地方公共団体のひとつである本市が独自の判断で決定すること、または宣言することは常識的に考えても不可能であります。国土防衛の義務を有し、その軍事的任務を戦略的に遂行している政府及び軍隊が、これらを決定・決断すべきことは、極めて当然であります。このような国の専管事項である防衛政策に地方当局が関与することは法律上も認められておりません。したがって、宣言主体となりえない本市が、このような条例を制定することはできないものと考えます。

加えて、このジュネーブ条約に基づくオープンシティの宣言は、戦時体制下において、敵対当事国に対して行うものであり、現在のように紛争状態なく、敵対する当事国の定まらない平時において、かかる宣言を行うことはできません。仮に戦時体制下において地方自治体が日本国政府の合意のないまま、勝手にオープンシティを宣言した場合、敵国に軍事上の利益を与えようとしたとして、自治体の首長たる市長が、内乱罪や外患誘致罪、あるいは外患援助罪の容疑で処罰される可能性があることも否めません。

■ 国際法は破られる歴史の教訓

また、同じく戦時体制下にあったとしても、その敵対する当事国が、このジュネーブ条約を批准しないければオープンシティの宣言は、何ら効力を発揮いたしません。さらには、敵対当事国がジュネーブ条約を批准していたとしても、その宣言を受け入れるか受け入れないかの選択は、その敵対する当事国に委ねられております。つまり、たとえ日本政府がオープンシティの宣言を行ったとしても必ずしも敵対する当事国がその宣言を認めてくれるという保障はないということであります。さらに付け加えれば、敵対当事国がこの宣言を受領したとしても、その都市住民の安全が必ずしも保障されるとは限

りません。なぜなら、国際法はしばしば平然と破られてしまうものであるからです。またそれが歴史の教訓でもあります。例えば国際法は、民間人や民間施設など非軍事対象への攻撃を禁止しています。しかし、かっての大東亜戦争などにおいても、その国際法が禁止している民間人への無差別爆撃や、広島や長崎に投下されたように民間人を大量殺戮する残虐兵器の使用も、平然と容認された事実を我々は忘れてはならないと考えます。

■ 宣言で平和創出はできない

つぎに本条例案によれば、オープンシティの宣言は、平和創出の手段であるかのように謳われてますが、このことも大きな誤解であると考えます。仮に、その都市をオープンシティにすることが敵対当事国に受領されたとしても、その都市が敵方の兵站基地に使用されるなど、敵の軍事拠点として利用され、我が国に対する攻撃と侵攻はそのまま継続されることになりますので、平和は創出されないのであります。このオープンシティとなつた都市を、敵対する当事国が軍事利用することをも、ジュネーブ条約および戦時国際法は認めている事実を我々は認識しなければなりません。

■ 現憲法でも主権を守ることは認められている

つぎに、この条例案は、日本国憲法の精神に基づいているとされていますが、現行の日本国憲法の下においても、日本国民の生命と財産、あるいは国家として有する主権というものを、国家そして国民自らが守護する権利は、当然のことながら認められております。また主権国家の国民には、国を守る義務があり、国家行政の一部である地方自治体の一義的な役割も、国民たる住民の主権を守ることにはかなりません。これら主権防衛の権利と義務を否定する本条例

案には到底賛成できません。

■ 宣言と戦争事跡の調査は関連性なし

また、この条例案では「旧陸軍登戸研究所」ほかの戦争関連事跡の調査、保存、公開につとめ、必要な措置を行うことが謳われていますが、旧陸軍登戸研究所は、あくまでも私有財産であり、条例で保存公開につとめるなどを定めることには課題があります。また、国際法におけるオープンシティの議論と、この登戸研究所ほか戦争事跡の調査に関わる議論はまったく関連性のない議論であると言わざるを得ず、本条例案に賛成できない理由のひとつであります。

■ 国民が軍事を正しく理解することが大事

最後に、安全保障と平和に対する国民のあり方について申し上げます。しばしば軍事と平和が対立する概念として論じられるところであります。しかし、軍事的空白地において平和が損なわれるという現実からも、軍事と平和は対立する概念ではないことが解ります。さらには、その軍事のオーナーは、恒久平和を希求する私たち国民そのものであります。シビリアンコントロールとは、国民が軍事の暴走を制御するという意味だけでなく、国民が軍事を自分達の国のために、最も効果的に運用するという意味をも含んでいます。そのため、何よりも大切なことは国民が軍事を正しく理解することであると考えます。

以上の観点から、眞の恒久平和と国家の安全を切に願いつつ、議案第100号「川崎市平和無防備都市条例の制定について」は賛成できないことを表明いたします。